

# \*\*\* 給 与 メ モ \*\*\*

## ◎ 給 与 の 算 出 方 式

### 1 例月給与の場合

(※1) 給料の月額 + 給料の特別調整額 (管理職手当) + 扶養手当 + 地域手当 + 住居手当 + その他の手当 (※2)

(※1) 給料の月額……………給料月額 + 給料の調整額 + 教職調整額

(※2) 地域手当……………(給料の月額 + 給料の特別調整額 (管理職手当) + 扶養手当) × 支給割合  
 手当の支給割合については地域手当の項を参照のこと。  
 円未満の端数は切り捨てる。

### 2 期末・勤勉手当の場合

(1) 期末手当 (給料の月額 + 扶養手当 + 地域手当 + 職務段階別加算額 + 管理職加算額) × 支給率 × 支給割合

(2) 勤勉手当 (給料の月額 + 地域手当 + 職務段階別加算額 + 管理職加算額) × 期間率 × 成績率

(※1) 地域手当……………(給料の月額 + 扶養手当) × 支給割合

(※2) 地域手当……………給料の月額 × 支給割合

(※3) 職務段階別加算額… {給料の月額 × (1 + 地域手当支給割合)} の20%～3%

加算割合 給料表	20%	15%	10%	6%	3%
行 (一)	5級	4級	3級(※a)	3級	2級
行 (二)	—	—	—	4級、3級	2級
公 安	8級	7級、6級	5級	4級	3級、2級(※b)
医 (一)	3級	2級	—	1級(※c)	—
医(二)及び医(三)	—	4級	3級(※a)	3級	2級
教 育	—	6級	5級	4級	3級
指 定	全員	—	—	—	—

(※a) 統括課長代理に認定された者等 (※b) 巡査部長又は消防士長の階級である者でⅠ類の者は7年、Ⅱ類の者は10年、Ⅲ類の者は12年以上 (※c) 医大卒5年以上

(※4) 管理職加算額……………給料月額×25%～15% (局長級25%・部長級20%・課長級15%)

〔学校職員……経営企画課長で管理職手当の区分が区分九とされている者15%〕

(※5) 支給率 (支給月数) ……期末・勤勉手当の項参照のこと。

(※6) 支給割合・期間率……………在職期間又は勤務期間に応じて定められている。

(※7) 成績率 (支給月数) ……期末・勤勉手当の項参照のこと。

### 3 超過勤務手当、休日給、夜勤手当算出の基礎となる勤務1時間当たりの給料等の額の場合

(※1)  
 (給料月額 + 給料の調整額 + 規則で定める手当) × 12月

1週間の正規の勤務時間 (38時間45分) × 52週 - 7時間45分 × 規則で定める日数 (※2)

(※1) 規則で定める手当……………①初任給調整手当 ②給料の月額に対する地域手当  
 (知事部局の例) ③在宅勤務等手当 ④特殊勤務手当のうち別に定めるもの  
 ⑤特地勤務手当及び準ずる手当 ⑥農林漁業普及指導手当

(※2) 規則で定める日数……………祝日、年末年始の日を基準とする日数 (年度ごとに定め、令和7年度は19日)

## ◎ 給料の調整額等

### 給料の調整額

#### 1 一般職員

区分	主な職務	主な勤務場所	月額
一	福祉 看護師	児童相談センター	18,400円
二		中部総合精神保健福祉センター	22,900円
四		萩山実務学校、誠明学園	31,900円
六		府中療育センター	40,500円
七	一般技能	食肉衛生検査所、動物愛護相談センター	40,700円
八	(1) 食肉処理	監察医務院、食肉市場	40,700円
	(2) 設備管理	廃棄物埋立管理事務所	36,700円
九	(1) 試験研究 調査研究	健康安全研究センター、 島しょ農林水産総合センター	1,600円
			1,700円
			2,200円
			3,600円

(注) 区分一～六については、昼夜を通して業務を行う者に支給される。

#### 2 教育職員等

区分	定 額 ( 級 別 )		
	1 級	2 級	3 級
1 特別支援 学校に勤 務する教 育職員、 実習助手 及び寄宿 舎指導員	12,100円	14,600円	15,700円
	ただし、	ただし、	4 級
	1号給 11,203円	1号給 13,288円	16,200円
	2号給 11,280円	2号給 13,414円	5 級
	3号給 11,363円	3号給 13,535円	17,300円
	4号給 11,445円	4号給 13,656円	6 級
	5号給 11,528円	5号給 13,777円	18,800円
	6号給 11,632円	6号給 13,898円	
	7号給 11,737円	7号給 14,019円	
	8号給 11,841円	8号給 14,140円	
9号給 11,946円	9号給 14,261円		
10号給 12,061円	10号給 14,355円		
	11号給 14,443円		
	12号給 14,531円		

区 分		定 額 ( 級 別 )		
		1 級	2 級	3 級
2	特別支援 学級の授 業を担当 する教育 職員	8,600円	10,900円 ただし、 1号給 10,872円	11,700円
				4 級
				12,100円
				5 級
				12,700円
				6 級
				13,800円

### 教職調整額（令和8年1月1日から同年12月31日まで）

#### 原則として給料月額の5%

- (注) 1 義務教育諸学校等の教育職員のうち、教育職給料表における1級～4級の適用を受ける者に支給する。  
2 指導力不足等教員等（条例により支給対象外となる者を除く。）については別に定める支給率が適用される。

## ◎ 諸 手 当

### 給料の特別調整額・管理職手当

行(一) 特別調整額	総務部長等	本庁部長	担当部長	出先部長	
	129,600円	128,600円	126,900円	115,000円	
	総務課長等	本庁課長	担当課長	出先課長	専門課長・ 経営企画課長
	106,500円	92,600円	89,600円	80,000円	67,800円

医(一)	副院長等	部 長	医長等
特別調整額	140,800円	135,100円	96,900円

教育	統括校長	校 長	副校長
管理職手当額	115,000円	104,500円	80,700円

- (注) 1 上記は主な職の例  
 2 医(二)(三)は、行(一)と同額  
 3 公安については別に定める。

### 扶養手当 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

区 分	手 当 額	加 算 額	備 考
子	11,500円	子一人につき 4,000円	
扶養親族たる父母等	6,000円	—	行(一)四級相当職員 3,000円
配偶者 又は パートナーシップ関係の相手方	3,000円	—	行(一)四級相当職員 不支給
扶養親族認定年収額	1,300,000円未満		

- (注) 1 行(一)四級相当職員とは、行(一)4級及び他の給料表におけるこれに相当するものとして規則で定める職員をいう。  
 2 加算額は、満15歳に達する日以後の最初の4月1日以降、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子一人につき4,000円支給される。

### 住居手当

区 分	手 当 額
1 世帯主等(公舎等に居住する者を除く。)のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っているもの	15,000円
2 単身赴任手当受給者である世帯主等(配偶者が公舎等に居住する者を除く。)のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っているもの	7,500円

- (注) 区分1及び2に該当する者は、各手当額を合計した額とする。

## 地域手当（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

支給地域	支給割合
都内区市町村（島しょ地域を除く。）	20/100
島しょ地域	4/100
都外地域	12/100

## 通勤手当

区分	手 当 額													
交通機関等利用者	運賃等相当額（支給限度額150,000円）													
交通用具使用者	自転車等の片道の使用距離の区分													
		5km未満	5km～	10km～	15km～	20km～	25km～	30km～	35km～	40km～	45km～	50km～	55km～	60km～
	1 2及び3以外	2,600	3,000	5,000	7,000	9,000	11,000	11,000	13,000	13,000	14,000	14,000	15,000	15,000
	2 通勤不便庁	3,900	5,300	8,100	10,900	13,700	16,400	17,700	20,100	22,500	24,300	26,100	27,900	29,700
3 身体障害者	4,500	6,200	9,600	13,000	16,400	19,800	23,200	26,600	30,000	31,800	33,600	35,400	37,200	
新幹線等利用者	特別料金等相当額													

- (注) 1 原則として4月、10月に6箇月分を支給する（支給限度額は全て1箇月当たりの額とする。）。
- 2 交通機関等・交通用具併用者は、運賃等相当額に交通用具使用者に係る手当額を合計した額（支給限度額150,000円）とする。
- 3 新幹線等利用者（特定の要件に該当するものに限る。）は、運賃等相当額（交通用具併用者は（注）2の額）に特別料金等相当額を合計した額（支給限度額150,000円）とする。

## 単身赴任手当

基礎額		30,000円							
基礎額に加算される金額	1 職員、配偶者の一方の住居のみが島しょ等にある場合	島しょ等の区分	大 利 島	新 島 式 根 島 神 津 島 三 宅 島	御 蔵 島 八 丈 島	青 ケ 島	小 笠 原 父 島	小 笠 原 母 島	外 国
		金額	12,000円	16,000円	20,000円	26,000円	40,000円	46,000円	60,000円
	2 職員、配偶者両者の住居が異なる島しょにある場合	① 島しょ間の経路が東京港経由となる場合は、上記の両島の加算額を合算した額（70,000円を限度とする。） ② 両者の住居が下記の組合せにある場合は、8,000円 ア 三宅島・御蔵島 イ 三宅島・青ヶ島 ウ 八丈島・青ヶ島 エ 八丈島・御蔵島 オ 青ヶ島・御蔵島 カ 小笠原父島・母島							
3 1及び2以外の場合	区分	100km以上 200km未満		200km以上 300km未満		300km以上			
	金額	6,000円		10,000円		14,000円			

## 宿日直手当

区分	手 当 額
管理宿直 〔学校職員を含む。〕	6,300円
業務宿直	6,900円
医師宿直	30,000円

(注) 警視庁職員については別の定めにより支給される。

## 初任給調整手当

### 1 医師・歯科医師

主な勤務場所 大学卒業後年数	島  し  よ 保  健  所	都  外  施  設	監  察  医  務  院	保  健  所  等	研  究  所  等
20年目まで	326,900 円	285,900 円	215,200 円	186,500 円	129,800 円
21年目	317,700	277,100	206,400	178,400	122,900
22年目	308,300	268,500	197,700	170,300	115,900
23年目	299,000	259,900	188,900	162,300	109,100
24年目	289,400	251,300	180,400	154,300	102,100
25年目	280,000	242,700	171,900	146,000	95,200
26年目	270,600	233,900	163,900	138,600	88,900
27年目	261,100	225,300	156,100	131,100	82,400
28年目	251,700	216,700	148,100	123,800	76,000
29年目	242,100	207,900	140,100	116,500	69,900
30年目	232,700	199,000	132,200	109,100	63,700
31年目	224,800	191,400	125,100	102,400	58,100
32年目	217,000	183,900	117,900	95,700	52,400
33年目	209,300	176,500	110,800	89,100	46,800
34年目	201,300	169,100	105,400	83,900	42,700
35年目	193,300	161,600	100,000	79,000	38,800
36年目	185,500	154,200	94,600	74,100	34,800
37年目	177,700	146,900	89,100	69,400	31,000
38年目	170,000	139,700	83,500	64,600	27,100
39年目	162,200	132,600	78,100	60,000	23,100
40年目	154,400	125,700	72,400	55,400	19,200

- (注) 1 「20年目まで」とは、大学を卒業した年の4月1日から19年を経過した翌年の3月31日までとする。  
 2 「21年目」とは、「20年目まで」の満了する日の翌日から翌年の3月31日までとする。  
 「22年目」以下についても同様とする。  
 3 保健所等において保健衛生行政に従事する職、病院又は診療所において医療業務に従事する職については、別に定める。

### 2 助産師・看護師・准看護師

養成所等卒業後年数	1年目まで	2年目	3年目	4年目	5年目
月 額	5,800円	5,400円	3,900円	2,400円	900円

- (注) 「養成所等卒業後年数」については、上記医師・歯科医師と同様とする。

## 期末・勤勉手当

### 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(一般職員)

(課長級)

(部長級)

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	1.25か月	1.175か月	2.425か月
12月	1.275か月	1.20か月	2.475か月
計	2.525か月	2.375か月	4.90か月

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	1.05か月	1.375か月	2.425か月
12月	1.075か月	1.40か月	2.475か月
計	2.125か月	2.775か月	4.90か月

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	0.95か月	1.475か月	2.425か月
12月	0.975か月	1.50か月	2.475か月
計	1.925か月	2.975か月	4.90か月

(指定職)

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	0.65か月	1.175か月	1.825か月
12月	0.675か月	1.20か月	1.875か月
計	1.325か月	2.375か月	3.70か月

(注) 各支給月における勤勉手当の成績率(支給月数)は、下記のとおり。

支給月		6月	12月
一般職員	下記以外の職員	0.97525か月以上1.6500か月以下	0.9960か月以上1.8000か月以下
	課長代理級	0.9635か月以上1.7500か月以下	0.9840か月以上1.9000か月以下
課長級		0.0000か月以上2.4500か月以下	0.0000か月以上2.7500か月以下
部長級		0.0000か月以上2.2000か月以下	0.0000か月以上2.3500か月以下
指定職		1.0340か月以上1.4099か月以下	1.0560か月以上1.4399か月以下

### 定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む)

(一般職員)

(管理職)

(指定職)

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	0.70か月	0.575か月	1.275か月
12月	0.725か月	0.60か月	1.325か月
計	1.425か月	1.175か月	2.60か月

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	0.60か月	0.675か月	1.275か月
12月	0.625か月	0.70か月	1.325か月
計	1.225か月	1.375か月	2.60か月

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6月	0.35か月	0.625か月	0.975か月
12月	0.35か月	0.625か月	0.975か月
計	0.70か月	1.25か月	1.95か月

(注) 各支給月における勤勉手当の成績率(支給月数)は、下記のとおり。

支給月		6月	12月
一般職員	下記以外の職員	0.5175か月以上0.6500か月以下	0.5400か月以上0.7500か月以下
	課長代理級	0.51175か月以上0.7000か月以下	0.5340か月以上0.8000か月以下
管理職		0.60075か月以上0.8500か月以下	0.6230か月以上0.9500か月以下
指定職		0.5500か月以上0.7499か月以下	0.5500か月以上0.7499か月以下

## 退職手当

退職手当基本額(退職時給料月額×支給率)+退職手当調整額(\*)

勤続年数(抄)	1年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年
支給率	0.9か月	4.5か月	9.0か月	15.0か月	23.0か月	30.5か月	38.0か月	43.0か月	43.0か月

(\*) 退職手当調整額は、職責等に応じ第1号～第6号区分(指定職は、指定7号～指定1号区分)を設定し、退職前240月(20年)について、在職1月ごとに定められた点数(70～10)を付与し、1点につき1,100円を乗じて得た額とする。自己都合等による退職である普通退職(任用期間に定めがある場合の退職を含む。)には、退職手当調整額を支給しない。

(注) 「給料の調整額」及び「教職調整額」を受給していた期間がある者については、給料の調整額等に受給年数分の支給率を乗じて得た額を退職手当基本額に加算する。

令和8年1月1日現在

義務教育等教員特別手当

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	1,850円	2,270円	3,290円	3,560円	4,680円	5,640円
	2	1,870	2,310	3,330	3,600	4,720	5,680
	3	1,890	2,340	3,370	3,650	4,770	5,730
	4	1,920	2,380	3,410	3,690	4,810	5,760
	5	1,940	2,410	3,450	3,730	4,860	5,810
	6	1,960	2,440	3,490	3,780	4,900	5,860
	7	1,990	2,470	3,530	3,820	4,950	5,900
	8	2,010	2,500	3,570	3,860	4,990	5,940
	9	2,040	2,530	3,610	3,910	5,030	5,980
	10	2,060	2,570	3,650	3,950	5,070	6,020
	11	2,090	2,610	3,690	4,000	5,120	6,060
	12	2,120	2,640	3,740	4,040	5,160	6,110
	13	2,140	2,670	3,780	4,090	5,200	6,150
	14	2,180	2,720	3,820	4,130	5,250	6,190
	15	2,210	2,750	3,860	4,180	5,290	6,230
	16	2,230	2,790	3,910	4,220	5,340	6,270
	17	2,270	2,820	3,950	4,270	5,380	6,320
	18	2,310	2,860	3,990	4,310	5,420	6,360
	19	2,340	2,900	4,030	4,370	5,470	6,410
	20	2,380	2,940	4,080	4,410	5,510	6,450
	21	2,410	2,980	4,130	4,460	5,550	6,480
	22	2,430	3,010	4,170	4,500	5,600	6,530
	23	2,460	3,060	4,220	4,550	5,640	6,570
	24	2,480	3,100	4,260	4,630	5,670	6,610
	25	2,500	3,130	4,310	4,670	5,720	6,650
	26	2,520	3,170	4,350	4,710	5,760	6,690
	27	2,550	3,210	4,400	4,760	5,800	6,730
	28	2,570	3,250	4,440	4,800	5,840	6,770
	29	2,590	3,290	4,490	4,840	5,880	6,820
	30	2,610	3,320	4,530	4,890	5,930	6,860
	31	2,630	3,360	4,570	4,930	5,970	6,900
	32	2,650	3,400	4,630	4,970	6,010	6,940
	33	2,680	3,440	4,670	5,030	6,050	6,990
	34	2,700	3,480	4,710	5,070	6,090	7,030
	35	2,730	3,520	4,760	5,120	6,140	7,070
	36	2,750	3,560	4,800	5,160	6,180	7,110
	37	2,770	3,600	4,840	5,210	6,220	7,150
	38	2,800	3,640	4,890	5,260	6,260	7,190
	39	2,820	3,680	4,930	5,310	6,350	7,230
	40	2,840	3,720	4,970	5,350	6,430	7,270
	41	2,880	3,760	5,030	5,400	6,480	7,310
	42	2,910	3,800	5,070	5,450	6,520	7,350
	43	2,930	3,840	5,120	5,500	6,560	7,390
	44	2,960	3,880	5,160	5,540	6,600	7,430
	45	2,990	3,930	5,200	5,580	6,640	7,480
	46	3,020	3,970	5,250	5,640	6,680	7,510
	47	3,040	4,010	5,290	5,680	6,750	7,550
	48	3,070	4,050	5,340	5,730	6,770	7,580
	49	3,100	4,090	5,380	5,770	6,820	7,620
	50	3,130	4,130	5,420	5,820	6,840	7,670
	51	3,160	4,160	5,470	5,860	6,870	7,700
	52	3,180	4,200	5,510	5,900	6,900	7,740

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	53	3,210円	4,250円	5,560円	5,950円	6,950円	7,780円
	54	3,240	4,290	5,600	5,990	6,990	7,820
	55	3,270	4,330	5,640	6,040	7,020	7,850
	56	3,290	4,370	5,680	6,080	7,050	7,890
	57	3,320	4,410	5,730	6,130	7,140	7,920
	58	3,350	4,450	5,760	6,170	7,180	7,950
	59	3,370	4,490	5,800	6,220	7,210	7,990
	60	3,400	4,530	5,840	6,260	7,240	8,020
	61	3,430	4,570	5,890	6,310	7,270	8,050
	62	3,460	4,610	5,920	6,350	7,300	8,070
	63	3,480	4,650	5,970	6,390	7,330	8,100
	64	3,500	4,690	6,010	6,430	7,360	8,130
	65	3,540	4,720	6,040	6,480	7,380	8,150
	66	3,560	4,760	6,070	6,520	7,400	8,180
	67	3,590	4,800	6,120	6,560	7,430	8,200
	68	3,610	4,840	6,150	6,600	7,450	8,220
	69	3,640	4,880	6,180	6,640	7,460	8,240
	70	3,670	4,910	6,210	6,680	7,480	8,260
	71	3,690	4,950	6,240	6,750	7,490	8,280
	72	3,720	4,990	6,280	6,770	7,510	8,310
	73	3,740	5,030	6,320	6,820	7,520	8,330
	74	3,770	5,060	6,350	6,840	7,540	8,350
	75	3,800	5,100	6,370	6,870	7,560	8,370
	76	3,820	5,140	6,410	6,900	7,570	8,390
	77	3,840	5,180	6,430	6,920	7,580	8,410
	78	3,860	5,220	6,460	6,950	7,600	8,430
	79	3,890	5,270	6,500	6,970	7,620	8,450
	80	3,910	5,280	6,530	6,990	7,630	8,470
	81	3,930	5,310	6,560	7,010	7,650	8,490
	82	3,970	5,340	6,580	7,020	7,660	8,510
	83	3,980	5,370	6,600	7,040	7,680	8,530
	84	4,010	5,390	6,630	7,050	7,690	8,550
	85	4,030	5,420	6,650	7,080	7,710	8,570
	86	4,050	5,450	6,680	7,100	7,720	
	87	4,080	5,480	6,700	7,120	7,730	
	88	4,100	5,500	6,730	7,140	7,750	
	89	4,130	5,520	6,750	7,150	7,760	
	90	4,150	5,550	6,760	7,160	7,770	
	91	4,170	5,570	6,770	7,170	7,790	
	92	4,200	5,600	6,770	7,180	7,810	
	93	4,220	5,620	6,780	7,180	7,820	
	94	4,240	5,640	6,800	7,190	7,840	
	95	4,260	5,650	6,810	7,200	7,850	
	96	4,290	5,670	6,820	7,210	7,860	
	97	4,310	5,690	6,820	7,220	7,880	
	98	4,330	5,710	6,830	7,220	7,900	
	99	4,350	5,730	6,840	7,230	7,910	
	100	4,370	5,750	6,840	7,240	7,920	
	101	4,390	5,760	6,850	7,240	7,950	
	102	4,420	5,780	6,860	7,250		
	103	4,440	5,800	6,860	7,260		
	104	4,460	5,820	6,870	7,270		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	105	4,480円	5,830円	6,880円	7,280円		
	106	4,500	5,840	6,880	7,280		
	107	4,520	5,860	6,890	7,290		
	108	4,540	5,880	6,900	7,300		
	109	4,560	5,890	6,910	7,310		
	110	4,570	5,910	6,920	7,310		
	111	4,590	5,920	6,920	7,320		
	112	4,610	5,940	6,930	7,330		
	113	4,630	5,950	6,940	7,340		
	114	4,650	5,970	6,950	7,350		
	115	4,660	5,980	6,960	7,350		
	116	4,670	5,990	6,970	7,360		
	117	4,690	6,010	6,970	7,370		
	118	4,700	6,020	6,980	7,370		
	119	4,710	6,030	6,990	7,380		
	120	4,730	6,040	6,990	7,390		
	121	4,740	6,050	7,000	7,390		
	122	4,760	6,060	7,010	7,400		
	123	4,770	6,070	7,010	7,410		
	124	4,780	6,090	7,020	7,420		
	125	4,800	6,100	7,030	7,430		
	126	4,810	6,120	7,040	7,430		
	127	4,820	6,130	7,050	7,440		
	128	4,830	6,140	7,050	7,450		
	129	4,840	6,150	7,060	7,450		
	130	4,860	6,160	7,070	7,460		
	131	4,860	6,170	7,080	7,480		
	132	4,870	6,190	7,090	7,480		
	133	4,880	6,200	7,090	7,490		
	134	4,900	6,210	7,100			
	135	4,910	6,220	7,110			
	136	4,920	6,230	7,110			
137	4,930	6,240	7,120				
138	4,940	6,260	7,130				
139	4,950	6,270	7,140				
140	4,960	6,280	7,140				
141	4,970	6,300	7,150				
142	4,980	6,310	7,160				
143	4,990	6,320	7,170				
144	5,010	6,330	7,180				
145	5,020	6,350	7,180				
146	5,030	6,360	7,190				
147	5,040	6,370	7,200				
148	5,050	6,380	7,210				
149	5,060	6,390	7,220				
150	5,070	6,410					
151	5,080	6,420					
152	5,090	6,430					
153	5,100	6,440					
154	5,110	6,460					
155	5,120	6,470					
156	5,140	6,480					

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	157	5,150 円	6,490 円				
	158	5,160	6,500				
	159	5,170	6,520				
	160	5,180	6,530				
	161	5,190	6,540				
	162	5,200	6,560				
	163	5,210	6,570				
	164	5,220	6,580				
	165	5,230	6,590				
	166	5,240	6,600				
	167	5,260	6,610				
	168	5,270	6,630				
	169	5,280	6,640				
	170		6,650				
	171		6,670				
	172		6,680				
	173		6,690				
174		6,700					
175		6,720					
176		6,730					
177		6,750					
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		円	円	円	円	円	円
		3,250	4,080	4,480	4,700	5,140	6,360

- (注) 1 定年前再任用短時間勤務職員には暫定再任用職員（フルタイム勤務）及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員の義務教育等教員特別手当の額は、定年前再任用短時間勤務職員の区分に定める額にその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。（1円未満の端数は切捨て）
- 3 下記のいずれかの校務を分掌する者の義務教育等教員特別手当の額は、上記の手当額に、下記の額をそれぞれ加えた額とする（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員についても、同様の額を加えた額とする）。

校 務 の 種 類	加 算 額
1 学級を担任する業務	3,000 円
2 学級を担任する業務を補佐する業務	1,000 円
3 複数の者で学級を担任する業務 〔1・2のいずれかに該当する場合を除く〕	2,000 円

## ◎ 60歳超職員 の 給 与

- 地方公務員法等の改正により、令和5年4月1日から定年が2年に1歳ずつ引き上げられ、令和13年度から65歳になる。（令和7年度の定年は、原則62歳）
- 定年の引上げに伴い、60歳超職員の給与水準は、当分の間、60歳前職員の7割水準になる。

### 1 給料月額

原則61歳になる年度の4月1日以降に適用される給料表の級・号給に応じた額の7割の額（7割措置）  
（100円未満四捨五入）

### 2 諸手当等

#### (1) 給料月額に連動し、7割水準となる手当等

7割措置の給料月額等を基礎に算出

- ① 地域手当
- ② 特地勤務手当
- ③ 特地勤務手当に準ずる手当
- ④ 超過勤務手当
- ⑤ 休日給
- ⑥ 夜勤手当
- ⑦ 期末手当
- ⑧ 勤勉手当
- ⑨ へき地手当
- ⑩ へき地手当に準ずる手当
- ⑪ 産業教育手当
- ⑫ 定時制通信教育手当
- ⑬ 教職調整額

#### (2) 7割水準とする手当等

60歳前職員に適用される手当等の額の7割

- ① 給料の調整額
- ② 給料の特別調整額（管理職手当）
- ③ 初任給調整手当
- ④ 管理職員特別勤務手当
- ⑤ 義務教育等教員特別手当（校務の種類に応じた加算額を除く）

#### (3) 60歳前職員と同額の手当（7割水準としない手当）

- ① 扶養手当
- ② 通勤手当
- ③ 単身赴任手当
- ④ 在宅勤務等手当
- ⑤ 特殊勤務手当
- ⑥ 宿日直手当
- ⑦ 農林漁業普及指導手当